

令和7年度(2025年度) 市道除雪事業について

建設水道部 道路河川課

1 除雪体制

飯山市除雪対策本部を飯山市克雪センターに設置し、除雪事業の執行にあたります。

設 置 期 間 : 12月1日から翌年3月31日まで

2 除雪を行う積雪量

道路上の積雪が10cmを超えた場合を出動基準としています。

3 除雪計画

① 除雪路線

除雪路線総数	1,030路線	除雪総延長	344. 23km
--------	---------	-------	-----------

② 除雪業務委託の内訳 12ブロック 90工区

③ 除雪機械の内訳

車 種	規 格	計	合 計
タイヤドーザ	3～13t級	計 57台	合計 91台
ロータリー	80～300ps級(ハンドロータリ含)	計 34台	

4 雪捨て場の指定

千曲川河川敷(中央橋上流)に雪捨て場を確保します。

搬入時間 : 午前 8時 30分 から 午後 4時 30分まで

※長野県と協議し、大雪時には今井川遊水地にて雪捨て場を確保します。

○ R7除雪事業の主な変更点

除雪体制の見直し

- ・城北小学校周辺道路改良工事に応じた除雪路線の見直し。(歩道除雪の延長)
- ・除雪路線の状況に即した除雪工区の見直し。
- ・春先除雪の状況に即した除雪路線の見直し。